

本年度から間伐等森林整備への補助制度が大きく変わります

本年度から間伐等の森林整備に対する補助制度が変わります。

これは、国が「十年後の木材自給率五十%以上をめざす」政策を進め、林業の再生を図るために、搬出間伐に重点を置くことになったためです。

大きな変更点は以下のとおりです。

- ①集約化実施計画が必要
- ②基本的に搬出間伐が対象
- ③基本的に「集約化実施計画の作成主体が補助対象者となる」

「集約化実施計画」は三千ha以上の尾根等で囲まれた範囲について、施業地の集約化を行い、造林や、搬出間伐を中心とした森林整備および基盤となる作業路の計画を立て、間伐については、集約化した範囲内で年間に五ha以上かつha当たり十立方m以上の間伐材を搬出した場合が補助の対象となります。

今までは、間伐した面積が補助金の算出基礎となっていました。基本的に搬出間伐が補助対象となり、搬出した材の材積が補助金の算出基礎となります。

また、集約化の区域外で個人が行った整備を、個人申請す



ることや、森林組合等が代理申請することではできなくなります。

今後、間伐等を検討されている方は、ぜひ近隣の所有者に声をかけていただき、施業地の集約化を行ってください。

事業の詳細については、飯伊森林組合下條事務所（二七・一三三・九）役場振興課（二七・一三三・一）もしくは下伊那地方事務所林務課普及係（二六・五・三三〇）四二五までお問い合わせください。

自動車税・軽自動車税の納税は五月三十一日までに

平成二十三年度の自動車税・軽自動車税の納期限は五月三十一日（火）です。

自動車税・軽自動車税は、毎年四月一日現在自動車等を所有されている方に課税されます。お手元に届けられます納税通知書により、お近くの金融機関等で納付してください。

納められた時の領収書には、納税証明書がついており、車検の際に必要になりますので、大切に保管しておきましょう。



また、口座振替を利用されている方は二十五日（水）に指定の金融機関より口座振替をさせていただきます。口座振替の方で納税が確認できた方の「納税証明書」は六月の文書発送にてお送りします。

す。

なお現在、納付書により現金で納税されている皆さまへは、安全・便利な口座振替への変更もできますのでご利用ください。

お問い合わせは

- ◎自動車税 下伊那地方事務所 税務課 電話 二六・五・三三・二二
- ◎軽自動車税 下條村役場税務係 電話 二七・一三三・二二

陽卓ジョッピングセンター協同組合「南信州地域づくり大賞」受賞

「南信州地域づくり大賞」とは、南信州において地域の活性化、地域づくりの気運の気運を高めることを目的に、平成十八年度に創設した顕彰事業です。

そして今年、陽卓ジョッピングセンター

ター協同組合の皆様が、高齢化が進む南



プラスマテレビ寄贈

経営についての研修会や村内の清掃活動、ボランティア活動を行っている「下條村商工青壮年経営研究会」より、今年度五十周年の記念と村の発展を祈念し、コスモボールへ四十二型プラスマテレビを寄贈していただきました。



表彰式の前には、下條歌舞伎の特別講演「日向島非人景清 人丸恩愛の段が行われ、会場からは溢れんばかりの拍手が送られました。また、記念講演会として、タレントで下條村出身の峰竜太さんのトークショーも行われました。

